

給与のみで年末調整時に住宅ローン控除を受ける人の計算例

市・県民税の住宅ローン控除額は、所得税から控除しきれなかった額^㉑と、課税総所得金額等の5%^㉒のいずれか小さい額(上限 97,500 円)となります。

㉑の額は、㉗住宅借入金等特別税額控除可能額(住宅ローン控除可能額)と、㉘住宅借入金等特別控除の額(所得税の住宅ローン控除額)の差額なので、

平成21年分 給与所得の源泉徴収票												
支払を受ける者	指宿市山川新生町12345番地					氏名	イブスキ ジロウ (役職名) 指宿 次郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額								
給与	5,000,000	3,460,000	2,270,000	0								
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
有無	1	1	1	500,000			59,500					
(適要) 住宅借入金等特別控除可能額 135,000円 国民年金保険料等の金額				円	配偶者の合計所得	円						
居住開始年月日 平成21年5月5日				円	個人年金保険料の金額	円						
				円	旧長期損害保険料の金額	円						
未成年者	本人が障害者	その他	寡妻	寡夫	寡妻	寡夫	寡妻	寡夫	中途就・退職	受給者生年月日		
									21	○	33 10 13	
支払者	住所(居所)又は所在地	指宿市開闢十町42424番地					氏名又は名称	指宿産業 株式会社				
								(電話) 0993-22-1234				

$$\text{㉑} = \text{㉗} 135,000 \text{ 円} - \text{㉘} 59,500 \text{ 円} = 75,500 \text{ 円}$$

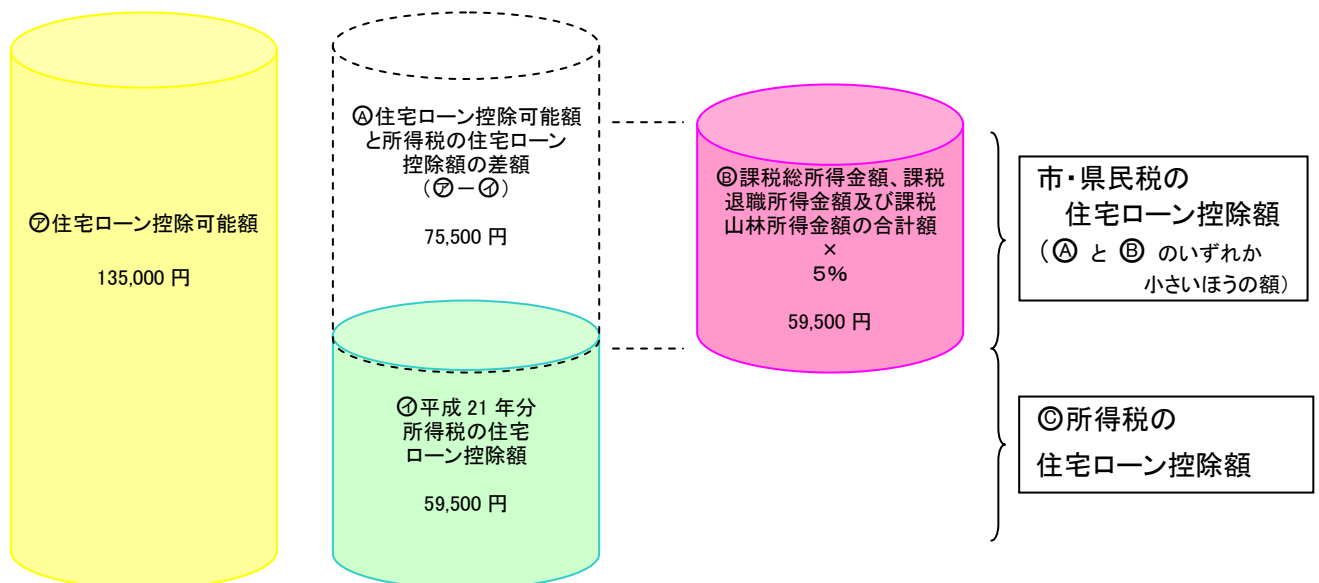
また課税総所得金額等は、

㉗給与所得控除後の金額と㉘所得控除の額の合計額の差額なので、㉒の額は、

$$\text{㉒} = (\text{㉗} 3,460,000 \text{ 円} - \text{㉘} 2,270,000 \text{ 円}) \times 5\% = 59,500 \text{ 円}$$

㉑ 75,500 円より㉒ 59,500 円が小さく、㉒は上限の 97,500 円を超えないので、

市・県民税の住宅ローン控除額は、㉒ 59,500 円 となります。



問い合わせ先

市民生活部税務課市民税係 電話 22-2111(内線 244・245)